

違法ヤードの発見にご協力を!

違法ヤードは、盗んだ自動車を隠し解体などを行う自動車盗犯罪の温床となっています。

※ ヤードとは、高い鉄板などの塀で囲まれて中の様子が見えず、自動車の解体を行う施設です。



一見利用されていないが

- 自動車の解体音や自動車部品が散乱している。
- トラック等への車枠、エンジン等を搬出している。
- 深夜から早朝にかけて不特定の車両が入る。



このような施設は、盗難自動車を扱う違法なヤードの可能性があります。

倉庫、納屋等の所有者の方へ

泥棒に貸すことがないように

- 契約の際、使用目的を確実に確認し、書面に残しましょう。
- あらかじめ盗難車を取り扱ったら契約を解除する旨を契約書に盛り込みましょう。
- 契約後に盗難車を取り扱っていたら警察に通報しましょう。



※盗難車の取扱いを知らずながら、家賃収入を得た場合は処罰の対象になります。

**あやしい施設だな、おかしい施設だなと思ったら、
警察へのご一報をお願いいたします。**

※検挙に結びついた通報には、一定の条件のもと3万円までの報奨金が出ます。

茨城県警察本部 (029-301-0110) 又は最寄りの警察署へ

